

保存版

M E M O

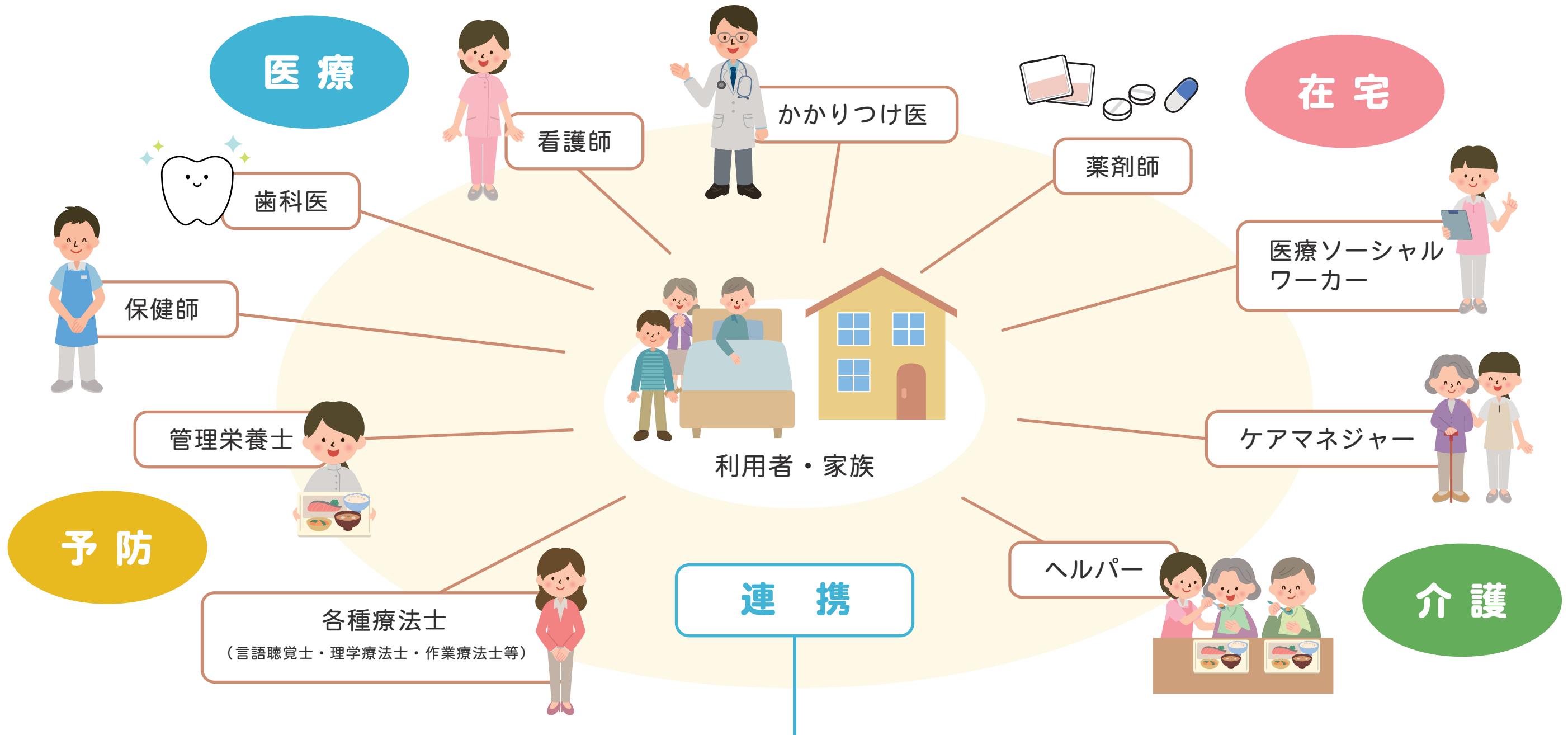
尾鷲市・紀北町 医療と介護のマップ



尾鷲市・紀北町では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることが出来るよう、『医療と介護の連携をはじめとした仕組みづくり（地域包括ケアシステム）』を目指しています。その1つとして、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者の連携を推進することを目的とした『在宅医療・介護連携推進事業』を実施しています。このマップは、尾鷲市・紀北町の在宅医療と介護の施設を簡単に確認できること、また、医師、歯科医師、薬剤師や他の職種の関係者の連携促進を目的に作成しました。ぜひご活用ください。

在宅医療介護連携推進事業とは？

在宅医療介護連携推進事業とは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、地域の医療と介護の関係機関が連携して在宅医療や介護を提供できる仕組みづくりを行う事業です。



尾鷲市役所・紀北町役場



紀北在宅医療介護連携支援センター

紀北在宅医療介護連携支援センター

在宅医療と介護の連携に必要な相談窓口として設置しています。連携支援センターでは在宅医療・介護に関する知識を持つコーディネーターを配置し、医療や介護関係者からの相談に対応しています。

＜主な業務＞在宅医療・介護関係者に関する相談支援、地域の医療・介護資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出、医療・介護関係者の情報共有の支援、医療・介護関係者への研修、在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、地域住民への普及啓発

在宅医療介護
連携推進事業とは

かかりつけ医・
歯科医・薬局

訪問診療・休日
夜間応急診療情報

介護指導・
サービスの利用

窓口について
高齢者の相談

かかりつけ医・歯科医・薬局

かかりつけ医について

かかりつけ医とは

医療について何でも相談することができます。また、必要に応じて専門医や専門の医療機関を紹介してくれるなど、身近で頼りになる医師が「かかりつけ医」です。

かかりつけ医を持つと

日ごろの健康状態や病気のことを把握しているため、健康管理や病気への指導などについて適切なアドバイスをもらうことができます。このことにより病気の重症化を予防できます。また、診療所（クリニック）は大きな病院とくらべて待ち時間も短く、時間をかけて診察してもらえます。



かかりつけ歯科医について

かかりつけ歯科医とは

診察や治療などを通じて継続的な口腔機能の維持・向上を目指すことで、口腔や全身の健康の維持増進に貢献していきます。また、通院が困難な人に対して歯科医師や歯科衛生士が自宅を訪問して治療や口腔衛生指導（訪問歯科診療）を行う歯科診療所もあります。

訪問歯科診療

寝たきりなどで通院が困難な患者さん宅に、歯科医師や歯科衛生士が訪問し、歯科治療、口腔ケアを行うことができます。まずはかかりつけの歯科診療所に相談してください。

尾鷲口腔ケアステーション

かかりつけ歯科医がいない方やかかりつけ歯科医が訪問診療を行っていない場合は、「尾鷲口腔ケアステーション」に相談してください。

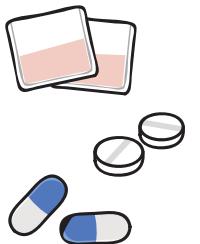


かかりつけ薬局について

かかりつけ薬局とは

身近に相談できる薬局のことです。薬局では処方箋による調剤だけではなく、薬や健康に関するいろいろな相談に応じてくれます。

薬局に行くのが困難な患者さんに対して、薬剤師が患者さん宅に訪問して薬に関する説明や相談、服薬管理などを行う薬局もあります。まずはかかりつけの薬剤師に相談してください。



特定健診の案内

特定健診は、生活習慣病やその原因となるメタボリックシンドロームを早期に発見し、改善することを目的に実施されます。一年に一度は受診し、生活習慣を見直すことが重要です。

主な健診

特定健診（時期：7月～11月）

生活習慣病の予防につなげるため、国民健康保険加入者（40歳～74歳）の方を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診を行っています。

後期高齢者健康診査（時期：7月～11月）

生活習慣病や介護予防につなげるため、後期高齢者医療保険加入者を対象に健康診査を行っています。

訪問診療・休日夜間応急診療情報

病院と診療所の違いと訪問診療について

病院と診療所（クリニック）

入院できるベッド数が多い病院では、医療が高度化・専門化するなかで、急性期の治療から在宅療養までの橋渡しの役割まで行います。

一方、病院と比べて身近な診療所（クリニック）は、「かかりつけ医」に適しています。

また、通院が困難な人には「訪問診療」や「往診」を行っている診療所もあります。



訪問診療

寝たきりなどで通院が困難な患者さん宅に、医師が計画的・定期的に訪問して診療します。



往 診

訪問診療は定期的に医師が訪問し、診察を行いますが、往診は突然の病気や怪我について訪問して診察します。



※訪問診療、往診についてはかかりつけ医に相談してください。

救急車を呼んだ方がよいか判断に迷ったときや
どこの病院に行ったらいいか分らないとき

休日や夜間などかかりつけ医で受診できないときは、三重県救急医療情報センター
コールセンターで受診可能な医療機関を**24時間365日**案内しています。

コールセンター電話番号（通話料有料）

059-229-1199

医療ネットみえ (救急医療情報センター)

医療情報を調べたいとき、すぐに治療を受けたいときなど、目的の医療機関（病院・診療所・歯科など）をさがすことができます。



紀北医師会休日診療当番医 (紀北医師会)

紀北医師会は尾鷲総合病院と連携し、日曜日・祝日の9時～17時の一次診療に協力しています。



人生会議（ACP）について

「人生会議」とは、もしものときのためにあなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合い共有する取り組みのことです。

「これ以上の治療が必要なくなった」

「認知症などで自分の意思が伝えられなくなった」

人生の最後を迎えるときに、どんな医療やケアを受けたいですか？
どこで過ごしたいですか？不安なこと・心配事はありませんか？

もしもの時にあなたが望む医療ケアや介護を受けられるよう、
どんな価値観や思いをもって暮らしているのかを日頃から考え、
元気なうちに家族など大切な人と共有しておくことが重要です。



療養指導・介護サービスの利用

介護保険で使える自宅での療養指導や看護サービス

居宅療養管理指導

通院が困難な人の自宅に医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士が訪問し、療養上の管理や指導を行うことで、自宅で暮らすうえでの療養生活の質の向上を図ります。

※薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士が訪問する場合は、医師か歯科医師の指示が必要になります。訪問の目的は療養上の指導で医療行為は行いませんので、医療行為を行う場合は訪問診療を利用します。



訪問看護

自宅で療養する人に対して、訪問看護ステーションの看護師などが訪問し、医師の指示に基づき病状の確認や点滴、医療機器の管理など療養上の世話や診療の補助を行うほか、家族など介護者への相談・助言なども行います。かかりつけ医と連携することで、自宅での終末期ケアを叶える役割も担っています。

介護サービスの利用方法とサービス種別ごとの紹介

在宅サービス

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、排せつや食事など専門的な介護のほか、掃除や調理、生活必需品の買い物など日常生活における家事支援を行います。

訪問入浴介護

自宅での入浴が困難な人に対して、入浴車に搭載した専用の簡易浴槽を自宅に持ち込み、看護師と介護職員による入浴介助を行います。心身の状態に応じて部分浴や清しきなども行います。



訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が、外出が困難な人の自宅を訪問し、日常生活を送るうえで必要なリハビリを集中的に行うことで、生活機能の維持・回復に努めます。

デイサービス（通所介護）

デイサービスセンターなどの施設で、機能訓練のほか、入浴や食事など日常生活上の介護や支援を受けることができます。レクリエーションなどで楽しい時間を過ごし、社会的孤立感も解消できます。



デイケア（通所リハビリ）

介護老人保健施設や病院などの施設で、専門的なリハビリテーションのほか、入浴や食事などの介護や支援を行います。

ショートステイ（短期入所生活（療養）介護）

介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所し、日常生活に必要な支援や機能訓練などを行います。

地域密着型サービス

認知症対応型通所介護

認知症状の人がデイサービスセンターなどの施設で、機能訓練のほか、入浴や食事など日常生活上の介護や支援を受けることができます。レクリエーションなどで楽しい時間を過ごし、社会的孤立感も解消できます。



小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心に、随時の自宅訪問や短期間の宿泊を組み合わせて利用できる月額定額制の多機能サービスです。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症の人が共同生活を行う住宅で、家庭的な環境と地域住民との交流を行いながら、日常生活上の世話や機能訓練などを行いながら、自立した日常生活を営みます。

地域密着型介護老人福祉施設

定員30人未満の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に入所し、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などを受けることができます。

施設サービス

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常に介護を必要とし、在宅での生活が困難な人に対して生活全般の介護を提供します。入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練、健康管理及び療養上の世話をしています。

老人保健施設

在宅復帰を目的として医師による医学的管理のもと、医療ケアやリハビリを受けることが出来る施設です。

介護医療院

医療ケアと介護サービスの両方を必要とする人が、長期間安心して暮らすことができる施設です。



福祉用具の貸与と改修サービス

福祉用具貸与、特定福祉用具販売

日常生活を送るうえで必要な福祉用具の貸与または販売を行います。



住宅改修

住み慣れた自宅で生活が続けられるよう自宅の段差解消や手すりなどの工事を行います。



貸与の対象となる福祉用具

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台
- ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具
- ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器
- ⑧移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ⑨自動排せつ処理装置
- ⑩手すり（据え置き型など工事を伴わないもの）
- ⑪スロープ（段差解消のためのものであって、工事を伴わないもの）
- ⑫歩行器 ⑬歩行補助つえ

購入の対象となる福祉用具

- ①腰掛便座（ポータブルトイレ、補高便座など）
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すりなど）
- ④簡易浴槽（空気式、折りたたみ式などで移動ができるもの）
- ⑤移動用リフトのつり具の部分
- ⑥排泄予測支援機器



住宅改修の対象となる工事

- ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化のための床材又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥①～⑤の改修に伴って必要となる工事（手すり取付けのための下地の補強など）

高齢者の相談窓口について

『介護保険』に関する相談窓口

地域包括支援センター

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう設けられた、高齢者のための総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が連携して、生活や介護、健康など総合的な相談支援を行います。

尾鷲市地域包括支援センター

〒519-3618 尾鷲市栄町5-5（尾鷲市福祉保健センター内）
TEL : 0597-22-3003 FAX : 0597-22-3402

尾鷲市地域包括支援センター輪内プランチ

〒519-3924 尾鷲市曾根町606-1（輪内高齢者サービスセンター内）
TEL : 0597-27-3004 FAX : 0597-22-0000

紀北町地域包括支援センター（ほうかつ）

〒519-3204 紀北町東長島209-9
TEL : 0597-47-0517 FAX : 0597-47-0532



紀北町地域包括支援センター海山プランチ（ほうかつ海山）

〒519-3413 紀北町引本浦239-2（旧引本小学校）
TEL : 0597-33-0517 FAX : 0597-32-1712

居宅介護支援事業所

ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している事業所です。介護に関する相談や要介護認定申請手続きの代行をはじめ、契約に基づいてケアプランの作成などを行い、実際にサービスを提供する介護事業所や医療機関との連絡・調整を行います。

右のQRコードを読み込むとWEB上でサービス事業所の一覧をご覧いただけます



紀北広域連合

〒519-3405 北牟婁郡紀北町船津881番地3
TEL 0597-35-0888 FAX : 0597-33-1515

保険について詳しくはホームページをご覧ください

